一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字花立三一七九の二、三一八三の三、三一八五の一、三一八八の一、三一九三、三一九四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字花立三一七九の二・三一八三の三・三一八五の一・三一八八の一・三一九三・三一九四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町下横山字向野四八七九（次の図に示す部分に限る。）、四八七八の一、四八八〇の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字向野四八七八の一・四八七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町今字金堀谷一七一五、一七一六、字本迫一七七一の二、一七七三の一、一七七三の二、黒木町笠原字峯尾一四〇〇の二、一四〇九の一から一四〇九の三まで、一四一三から一四一五まで、一四一八から一四二一まで、一五六六、一五六七の一、一五六七の二、一五六八、字芹ノ迫一五六九の一から一五六九の四まで、一五七〇、一五七二から一五七四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県大牟田市大字岩本字焼石一七二四の一、大字上内字山口川原四〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字焼石一七二四の一・字山口川原四〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百十号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| 補助金等の予算科目 | 事務の内容 | 補助金等の予算科目 | 事務の内容 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るもののうち地方農政局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。） | | 米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るもののうち地方農政局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）<br>（新設） | |
| 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生道整備推進交付金、指導監督交付金及び新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち海岸事業及び農業農村整備事業に係るものに限る。） | | | |
| （略） | | （略） | |